

第7回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和3年6月18日 金曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第7回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年6月18日 金曜日 13時30分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

出席委員	欠席委員
1番 渡部 稔	
2番 眞鍋 伸太郎	
3番 村松 祐一	
4番 諏訪 栄一	
5番 野中 充	
6番 松本 晋平	
7番 佐藤 孝夫	
8番 福田 真実	
9番 柴崎 陽	
10番 大井 豊記	
11番 間船 一男	
12番 松本 吉弥	
推進委員 齋藤 仁	推進委員 本名 京子
	推進委員 佐藤 和人
	推進委員 元木 博人
	推進委員 眞部 剛
推進委員 佐々木 宏光	推進委員 山田 幸市
	推進委員 佐藤 健一
	推進委員 山内 栄一
	推進委員 山内 祐太郎
農業委員 12名出席／12名	
推進委員 2名出席／10名	

4. 議事録署名人 5番 野中 充 6番 松本 晋平

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第7回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 松本会長 挨拶 )

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
5番 野中 充 委員、6番 松本 晋平 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号3番、譲渡人は 、譲受人は 。  
申請農地は 赤留字宝作71番 外2筆 田 2,941㎡ であります。  
申請事由としては譲渡人が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。  
移転時期は許可日以降であり、価格は10アールあたり50,000円です。  
権利内容は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

次に、受付番号4番 譲渡人は 譲受人は 。  
申請農地は 上戸原字上戸原14番1 外1筆 田 1,791㎡ であります。  
申請事由としては、譲渡人が耕作不便・低生産地のため、譲受人が経営規模の拡大であります。  
移転時期は 許可日以降 であり、価格は全筆で700,000円です。  
権利内容は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

次に、受付番号5番 譲渡人は 譲受人は 。  
申請農地は 穂馬字滝ノ原甲383番 外1筆 畑 922㎡ であります。  
申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は全筆で200,000円です。  
権利内容は所有権移転であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
議案第24号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第24号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 【農地法第5条関係】

議長 次に、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号5番 譲渡人は 、譲受人は 。  
申請農地は、佐賀瀬川字前原25番 田 699㎡ であります。  
移転時期は許可日以降で、価格は1㎡あたり572円です  
権利移転の理由ですが、自社駐車場としたいとのことです。  
工事着工及び完成は、許可日より令和3年9月30日の予定であります。  
建築物の名称及び面積は、駐車場 396.25㎡、雪捨て場 302.75㎡ です。  
以上です。

議長 以上で説明が終わりました。  
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号5番について、佐々木宏光 委員より報告願います。

佐々木委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。  
令和3年6月4日 午前9時から調査を行いました。  
出席者は、譲受人の から、代表取締役の と さん、譲渡人の さん、町農業委員会より、大井委員と私、事務局により現地調査をしております。

転用目的は譲受人の社員用の駐車場です。  
付近への被害防止策などですが、申請地は砂利敷きとし、北側と西側については、路盤面を畦畔より低くすることで土砂流出を防止します。南側の農地との境界は申請地の方が低くなっているため問題ありません。

農業用排水施設への影響ですが、汚水排水は発生せず、雨水については、自然地下浸透とします。

東側農道の水路については、進入路とするため、入替工事を行います。よって周辺の農業用排水施設への影響はありません。

その他周辺の農地への影響ですが、北側は宅地、東側は水路をはさんで農道となっているため、農地の分断等は発生しません。また、西側と南側に農地がありますが、先ほど申し上げたとおりの土砂流出防止策等を講じるため、影響はありません。

以上報告いたします。よろしく願います。

議 長 出席委員の報告が終わりました。  
それでは質疑に入ります。議案第 25 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手  
願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 25 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに  
決定いたしました。

## 農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 26 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用  
権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、  
説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。議案第 26 号について、原案のとおり決  
定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 26 号については原案のとおり決定いたしました。



の裏側に位置しております。現地を精査し、事務局より聞き取りをしたところ、現地は、10年以上耕作をしておらず、一部には灌木が生い茂り原野化の様相でありました。

また、現地への進入路は狭く、耕作用機械は通行できません。よって、農地として復元できないと判断いたしました。当該地は、宅地と原野に囲まれた土地であり、他の農地への影響はありません。そこで、宮川字村中甲458番2について、非農地 原野であると判断いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第27号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

## 【会津美里町遊休農地指導手続規程の廃止について】

## 【会津美里町遊休農地指導要綱の廃止について】

議 長 次に、議案第28号 会津美里町遊休農地指導手続規程の廃止について及び  
議案第29号 会津美里町遊休農地指導要綱の廃止について、この2つは関連  
がありますので合わせて審議したいと思います。事務局説明願います。

事務局次長 会津美里町遊休農地指導手続規程については、農業経営基盤強化促進法旧第  
27条に基づき、農業委員会が遊休農地に対する指導を行うために規定されて  
いました。この旧第27条については、農地法等の一部を改正する法律（平成  
21年法律第57号）の施行により廃止されました。

現在、遊休農地に対する指導等の事務については、改正法により、農地法第  
32条に基づく利用意向調査によって進めております。その取扱いについても、



「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号通知）第 3 により細則が定められ、これに則した事務処理を行っています。

このため、本規程を廃止するとともに、規程に基づき制定した要綱についても合わせて廃止したいと思います。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第 28 号、議案第 29 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり廃止することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 28 号並びに議案第 29 号は原案のとおり可決いたしました。

### 【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 29 号から第 31 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 29 号につきましては、相続による農地の取得でございます。4 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、詳細については説明を省略したいと思います。

## 【農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について】

事務局次長

この指針は、農業委員会法第7条によって策定した指針です。

まず、体裁についてですが、章条項形式に統一いたしました。

また、各表につきましては、以前の合同会議で報告したとおり、令和2年からの表に改め、数値や形式を整えております。

28 ページ、まず第1章、基本的な考え方ですが、5に「農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行う。」とありますので、7に今回の見直しを規定しました。

29 ページ、第2章、具体的な目標と推進方法では、第1で、目標値の表を改訂しました。次に、2の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法には、④にあっせんその他の利用関係の調整をする旨明記しました。また、タブレットを導入する旨も記載しております。このタブレットにつきましては、今年度中に事業者を選定し、来年度から皆様にお使いいただけるようにと考えております。

30 ページ、第2で、担い手への集積目標の表と育成・確保の表について改訂しました。さらに、2. 担い手への農地利用集積では、人・農地プランの実質化の方法、特に担い手の定義をはっきりさせております。

さらに、人・農地プランの営農単位ごとの作成と実質化を推進することを明記いたしました。

また、31 ページで(4) 農地転用の適正執行には、転用許可権者と連携をとることを明記いたしました。

31 ページ 第3 新規参入の促進では、1の促進目標の表を改訂しました。この新規参入の促進は、農業委員会に求められる活動の大きなものでありますので、2の具体的な推進方法を少し踏み込んで記載しました。

また、従来指針にあった「新規就農フェア等への参加について」は、他組織の主催事業であるため削除しました。

32 ページ (3) の農業委員会のフォローアップ活動について、根拠となる法令も明記し、推進委員の役割を明記いたしました。

②に農地付き空き家に付随する農地の取得下限面積の緩和も謳いました。

③に記載のある地域の受入条件の整備と後見人的役割ですが、現在、町・JA・普及所で行っている新規就農者へのサポートチームに農業委員会も関わっていくことでフォローアップの質をあげる狙いもあります。

なお、参考データを改訂しております。併せて、この指針の目標を実現していくための、事務取扱のマニュアルについて、事務局内で調製をしたいと思っております。マニュアルについては、事務の手順等を定めるものでありますので、事務局長決裁をもって決定していきたいと思っております。

## 【令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の目標について】

事務局次長

この点検・評価及び目標は、農業委員会等に関する法律第37条により法定されているもので、毎年5月から6月には前年度の振り返りをし、新年度の目標を設定しているものです。

この目標設定は、先ほどの指針の目標達成に向けて年度ごとに設定していくものとなります。まず、活動の点検評価について説明いたします。

39 ページ、I 農業委員会の状況ですが、このページは農林業センサスに基づく数値であり今後2020年のセンサス結果が来年度には揃うと思いますので、そこで更新となります。

40 ページ、担い手への農地の利用集積・集約化です。

2 令和2年度の目標及び実績で、集積実績②は1921.8ヘクタールであり、先ほどの指針の数値と符合いたします。うち新規が28.5haです。しかし、達成状況は98.7%で減少しております。これは、新規集積があったものの、担い手が高齢化等による離農などした結果、相対的に減少したものです。その評価は下の4目標及び活動に対する評価に記載いたしました。

41 ページ、III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。2 令和2年度の目標及び実績は、目標が2経営体に対して、参入が9経営体ですので、450%であります。親元就農がほとんどでありました。参入面積も90.5ヘクタールと大きいですが、純粹に新たに経営開始したものではありません。

この数値も31ページの数値と符合しております。ただ、毎年の新規参入者の数値だけでは変動が激しいために、当農業委員会の指針では、年度中認定期間である者の数も把握して目標としております。近年は、新規就農者数は増加しております。この評価については下の4に記載したとおりです。

42 ページ、IV 遊休農地に関する措置 に関する評価ですが、

2 令和2年度の目標及び実績では、解消目標が2.0ヘクタールで実績が4.1ヘクタールと達成しております。

これは、町独自で荒廃農地解消事業を実施している成果も含むものです。

3 2の目標の達成に向けた活動 で

農地の利用状況調査をすることとしております。これが、次回の合同会議で割り振って実施する所謂農地パトロールであります。

農地パトロールの結果利用状況調査で遊休農地として判定した農地については、利用意向調査を行います。

この事業の評価については、4 目標及び活動に対する評価に記載しておきました。

44 ページ、VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、事務処理に関する点検結果を記載しました。

45 ページ、4 情報の提供等 で賃借料情報の調査方法、権利移動等の状況の把握を記載しております。

46 ページ、公表の状況を記載してあります、この点検評価及び目標については、公表義務があるために全国農業会議所のホームページへアップロードしております。これを受けて、令和3年度の目標として、

48 ページ、II 担い手への農地の利用集積・集約化の目標ですが、

2 令和3年度の集積面積の目標を 1,941.8 ヘクタールとしております。これは、担い手の離農による減少を含まないため、多めに目標としております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進目標は、2 令和3年度の目標及び活動計画で、町の農業経営基盤強化促進に関する基本構想に掲げている目標に合わせております。

49 ページ IV 遊休農地に関する措置で、2 令和3年度の目標及び活動計画で2.0ヘクタールの減少を目標としております。順調にいけば、令和4年度で、指針の数値に達するような計画であります。この面積目標についても、山際の荒廃農地の増加や離農等による耕作放棄地の増加は含んでいないため、多めに解消目標を設定しております。

なお、この点検評価と目標については、農業委員会法第37条により公表しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第7回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 14:30 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_ 印  
( 松本 吉弥 )

会議録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 5番 野中 充 )

会議録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 6番 松本 晋平 )